

平成18年5月13日

租税法務学会平成18年5月例会発表事例  
平17.2.23 裁決、裁決事例集 No.69 79頁

発表担当 税理士 高野 裕

#### 事案の概要

本件は、税理士であるXの、関与先Gへの貸付金が、Xの事業の遂行上生じた貸付金であるか否かを争点とする事案である。

平成13年分青色申告

平成14年分青色申告

平成16年7月7日更正処分

平成16年9月2日審査請求

#### 関係法令

所得税法第52条第1項

1 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事実の遂行上生じたものの弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、・・・その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

所得税法第52条第2項

所得税法施行令第145条第1項

#### 認定事実

- Xは税理士業のほかに不動産鑑定士業を営んでいるが、貸金業の登録はしていない
- Xは顧問先(株)Gに貸付金3千万円がある
- (株)Gは平成14年に破産宣告をうけている
- 平成13年分165万円 一括評価貸金
- 平成14年分1,055万円 個別評価貸金等
- Xは、平成13年にGから333,330円の税理士報酬を得ている。
- G平成13年7月期の「法人事業概況説明書」のX関与状況欄として、「申告書の作成」、「調査立会」、「税務相談」及び「決算書の作成」に印が付されている。
- Xの平成13年分の一括評価貸金は、本件貸付金3千万円及び本件顧問先外2社から

の報酬の未収入金 552,000円である。

#### X主張

(イ) 請求人が本件顧問先に金銭を貸し付けた行為は、本来の税理士の業務以外のものであるが、税理士業務の遂行に準じた行為である。

Gは35年間の顧問であった

Gの発展はXの職業上の利益を享受させてくれる

Xは税理士業歴 年間に於いて他の関与先からの融資には応じたことはない

Gが企業合理化のため等内容を明らかにして融資要請したので貸し付けた

(ロ) 税理士法には、税理士が関与先に対して、貸金を行うことを禁止する条項はない。

(ハ) 所得税基本通達 51-10は、将来の収益を得るための貸付金をも包含したもので、本件貸付金もこの類例と等しくする

(ニ) 本件貸付金は、「事業の遂行上生じた売掛金、貸付金等に準ずる債権」であるから、必要経費に算入。

#### Yの主張

貸倒引当金の対象となる貸付金等は、その業種業態からみて、事業の遂行上通常一般的に必要であると客観的に認め得るもの、換言すれば、当該事業による収入との間に因果関係の認められる貸付金等をいうものと解されるところ、請求人は、税理士及び不動産鑑定士の業務を行う事業者であって、本件顧問先への貸付金は、請求人の事業による収入との間に因果関係は認められない。

たとえ、自己の行う事業の収入の増加を期待するところがあったとしても、特定の関与先に対し、数千万円もの貸付けをすることが請求人の事業の遂行上、客観的に通常必要とされるものでないことは明らか

税理士法が規定する税理士業務及びその付随業務の範囲には、税理士自ら顧問先に対して融資を行うことは含まれないと解されるから、請求人が顧問先に対して金銭を貸し付けることが、税理士業務に含まれないことは明らか

#### 審判所の判断

「事業の遂行上生じた貸付金」とは、当該事業の遂行と何らかの関連を有する限りの貸

付金のすべてをいうものではなく、その業種業態からみて、当該事業所得を得るために通常必要であると客観的に認め得る貸付金をいうものと解される。

税理士法第2条は、税理士は租税に関し税務代理、税務書類の作成、税務相談等の人的役務を関与先に提供し、報酬を得ることを業とする旨規定しており、税理士の業務の範囲に金銭を貸し付ける行為が含まれないことは明らか

税理士法第2条に規定する業務の範囲を出ず、この範囲に金銭の貸付けは含まれないことは明らかであり、客観的にみて金銭の貸付けは、請求人の税理士としての事業所得を得るために通常必要な行為であるとは認められない

たとえ請求人が本件顧問先に対して金銭を貸し付けることにより、本件顧問先からの税理士報酬の増加、すなわち事業所得の増加を期待し、現実に税理士報酬の増加があったとしても、それは派生的に生じた間接的結果にとどまり、本件貸付金は、税理士としての事業所得を得るために通常必要なものであると認めることはできない

税理士紀律規則第6条の2の規定は「税理士会が会員である税理士を対象として税理士の品位保持及び紛争防止のために慎むべき事項を定めた内部規則であり、当該規則をもって税理士に貸金行為を認める根拠であるとはいえず

所得税基本通達51-10の(2)を読み替えることについては、税理士の業務の範囲には金銭を貸し付ける行為が含まれないことは明らかであって、請求人の主張するように本通達を解釈することはできない

#### 判例等

税理士が傍らに行っていた株などの取引で生じた損失を事業上の損失として申告したことについて、事業と言うためには「対価を得て継続的に行なう事業」でなければならないが、それは反復継続するだけでなく、事業と言われる程度で、客観的な状況から社会通念に従って判断すべきものであると判じている。(神戸地裁H04-10-28【税務訴訟資料第193号244頁】)

「税理士および経営コンサルタントの業務は、本来社外の専門家としての立場で、会社の税務代理、税務書類の作成、税務相談および会社の経営に関する診断、指導、助言等を行なうものであることはいうまでもないが、税理士又は経営コンサルタントがその会社に対

して資金を貸し付けたり、自ら保証人となつて融資の便を与えることも、通常当該業務の範囲に属するものと認められる限り、それが正当な行為といえるかどうかは別としても、税法上は、当該事業所得をうるために通常必要とされるものとして、その貸倒れ損失は、事業所得金額の計算上損金に算入することが許されると解するのが相当である。」(東京地裁昭和46年10月21日【タインズZ063-2806】)

「しかして、経営コンサルタント又は中小企業診断員の業務は、本来、社外の専門家としての立場で会社の経営に関する診断、指導、助言等を行なうものであることはいうまでもないが、経営コンサルタント又は中小企業診断員が診断の実を挙げるためにその会社に対して資金を貸し付けたり自ら保証人となつて融資の便を与えることも、通常当該業務の範囲に属するものと認められる限り、それが正当な行為といえるかどうかは別としても、税法上は、当該事業所得をうるために通常とされるものとして、その貸倒れ損失は、事業所得金額の計算上損金に算入することが許されると解するのが相当である。」(東京地裁昭45-05-25【タインズZ059-2564】)とするも、本件は当時原告が貸付先の代表取締役をしていたことなどから、経営コンサルタント又は中小企業診断員としての業務とは無関係と判示した。

「事業の遂行上必要であるか否かは、関係者の主観的判断ではなく、客観的一般的に通常必要とされるものと認められるかどうかを基準として判断すべきものと解される」(東京地裁平16-09-14【タインズZ888-1003】)として、不動産事業を営むに当たって、地主に多額の資金を貸し付けることが事業者にとって客観的一般的に必要な行為であるとは認められないと判じた。

#### 事業の遂行上

「過去に店舗内装工事を行つた者に対し、工事代金の延払いを受け、融資を受けた恩義から金銭を貸付けたことによる債権の貸倒れ損失は事業(飲食業)の遂行上生じたものとはいえないとされた事例」(東京高裁S57-08-10【税務訴訟資料第127号627頁】タインズZ127-5045)

#### 必要経費について

「自然人と法人との間にはすでに本質的な相異がある以上、その相異に基づき所得税と法人税との間において事業所得の計算上の相異が生じたとしても、それは結局立法技術及び国の租税政策に由来するものというほかはない」(名古屋高裁昭和42-9-14、行裁例集18巻8・9号1200頁)

## 学説等

### 個人と法人による必要経費の認識の違いについて

個人の場合は消費生活を営んでいることから家事費を排除することが考慮され、収益を上げるための「必要性」が、法人の場合に比べてより一層強く求められる（碓井光明「必要経費の意義と範囲」日税研論集3 1巻22頁）

「家事費混入への警戒感」から個人所得税については「法人の場合にみられない厳格さを要求する裁判例がみられる」として、東京地判昭和45・5・25（行裁例集2 1巻5号827頁）を例示している。（碓井、前出23頁）

「個人における企業と家計の未分離の状態における支出等から、必要経費の概念確定のためにいわゆる「費用収益対応主義」（個別または期間）といわれる「家計費排除主義」の理念が導入されることになり、その結果として、所得税法においては、法人税法における損金の範囲とは自ら異なった規定がなされた」（松沢智「租税実体法（増補版）」中央経済社、163頁）

「経費については、総収入に対応する限り費用として扱い通常一般的に必要経費に算入されるが、総収入に対応しない損失については、個人の事業が消費生活と切り離せず企業と家計が未分離の状態における支出等があるため、特に「必要経費に算入する」と規定されたものに限り、ないし、法が特に資産損失として規定した場合をのぞいて、その外は、通常一般的な損失は必要経費に算入されない」（松沢、前掲166頁）

### 必要経費の要件について

家事費排除との関係において、業務関連性は、必要経費の第一要件である。（碓井、前出29頁）

「日本法の下において、異常、異例の支出であるという理由で必要経費性を否定することは困難であり、必要性を客観的に判定する尺度として、「通常」という表現が用いられることが多いものと思われる」（碓井、前出34頁）

### 違法支出の必要経費性について

「違法ないし不法な支出も、別段の定めがない限り、控除を認められることになる」（金子宏「租税法（九版）」弘文堂、244頁）

「経費の支出行為自体が犯罪行為に該当するような反社会性の強い経費」について、必要経費控除を否定（玉国文俊「違法所得課税をめぐる諸問題（6）」判例時報764号9頁）

## 研究 裁決に反対

本件裁決は「当該事業の遂行と何らかの関連を有する限りの貸付金のすべてをいうものではなく、その業種業態からみて、当該事業所得を得るために通常必要であると客観的に認め得る貸付金をいう」として、その客観的な判断基準に税理士法2条を引用して、「税理士の業務の範囲に金銭を貸し付ける行為が含まれないことは明らか」と判断し、当該貸金の貸倒損失等は認められないという。

では、税理士法人がこのような貸し付けを行った場合はどのようなことになるのであろうか。税理士法人が行った場合は合理的な経済人として営利を目的とした法人であることから考えれば、法人税法上の損金として処理できないとする規定は見つからない。ただ、税理士法上の信用失墜行為禁止（税理士法37条）に該当するかもしれないが、だからといって法人税法上の損金性を否認されるものではない。そこで、所得税法ではどうなるかと考えれば、所得税法は「家計費排除主義」の要求から「事業の遂行上」という制約を考慮することとなるわけであるが、「事業の遂行上」とは家計費の混入を防ぐために考慮された規定であって、家計費の混入のおそれ無く、個人的な貸し付けであったかどうかについての事実認定を明確にしなければならないが、そのような問題がないとすれば当然所得税法上も必要経費として認識できるものとする。本裁決が家計費混入のおそれや個人的な貸し付けであったかなど十分な事実認定を行っているのであれば、そのような裁決文として明示されるべきであるが、本件裁決を精読する限り、税理士法上の事業に「金銭を貸し付ける行為が含まれない」ことをもって「事業の遂行上」に該当しないと裁決しているのみである。単に税理士法を根拠に所得税法上の「事業の遂行」を判断するとすればそれは現実の事業を見ずして机上の理論だけを述べる片寄った判断であると考えられる。

もし、Xが税理士業ではなく、コンサルタント業であったとすれば「事業の遂行上生じた貸付金」として処理できるかどうかは、倫理上の問題は別として、通常の業務の範疇として当然、「事業の遂行上生じた貸付金」と認定できるのではなかろうか。コンサルタント業であれば顧客に対して業務に関連して貸し付けることもあり得、その貸し付けも副次的要素としてコンサルタント業の顧問収入安定に寄与しているのであれば、事業の遂行上生じた貸付金と見なしうると考える（東京地裁昭和46年10月21日判決、同昭和45年5月25日）。だから、税理士法に規定されているかどうかは所得税法でいうところの「事業の遂行上」に該当するかどうかの判断基準ではなく、税理士法上の問題となる事業の遂行であったとしても、所得税法上の「事業の遂行」に該当するかどうかは別の判断であると考えられる。

考えるに、税理士法は税務に関する専門家として税理士を登録させ、シャープ勧告が指摘するように、税の専門家に国民の財産に直接影響を及ぼす税務をサポートさせることで、国の税専門行政官と対等に対応できるように規定されたものと認識する。そのため、税理

士法は税務処理についての独占的な業務を認めることを主眼とした法律である（税理士法 2 条 2 項）。だから、税理士でないものは税務業務をやってはいけないと宣言するものであって（税理士法 5 2 条） 税理士は業務に関連して脱税相談等を除き（税理士法 4 5 条、4 6 条） その業務遂行の方法を制限しているものではない。たとえ信用失墜行為の禁止（税理士法 3 7 条）など問題となることがあったとしても、それは税理士法上の問題ではあるが、税法上の費用性を否認すべき規定としてとらえるべきことではない。税法は「事業の遂行上生じた貸付金」であるかどうかの問題となるのであって、ここにいう「事業の遂行上」とは通常一般の事業として考えればよいのである。

そもそも事業というものは定型的な方法や手法をいうものではなく、時代に応じて変化し、新しいアイデアや手法によって事業が変革してゆくことは時代の流れである。このような時代の流れを阻むことは進歩を阻むことだ。税法は時代の流れを阻止することが目的ではなく、課税の公平こそが目的としてあげられる。

以上のことから私は本裁判に反対である。